

中期経営計画書

作成年月日:平成26年12月15日

法人名:公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

法人の設立目的	
	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)に基づき、青森県における生活衛生関係営業(生衛法第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。
経営目標	
	<p>生活衛生関係営業の多くは経営基盤が脆弱な中小零細企業であり、とすれば大企業の進出や業者間の過当競争によって経営が不安定に陥り、ひいては適切な衛生水準の維持向上が阻害される傾向にある。このような状況から生衛法の健全な経営の確保を図り、これにより公衆衛生の維持増進を期するため、厚生労働省は昭和32年に制定された生衛法に基づき、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の設立促進に努め、これらの組合を通じて営業者の自主的活動の促進を図ってきたが、昭和50年代に入り生衛業を取巻く経営環境は営業施設の増加による過当競争や大企業の進出による事業分野の紛争が生じるなどますます厳しく、このような諸情勢に対応し生衛法の振興及び経営の安定を図るため、昭和54年「生衛法」の改正により都道府県生活衛生営業指導センターの設立が法制化され、昭和58年に(財)青森県生活衛生営業指導センターが設立された。以上の経緯及び法の趣旨を踏まえて事業を計画し、適正かつ確実に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none">生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行う。生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び生活衛生同業組合を指導する。標準営業約款に関し営業者の登録を行う。生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う。生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。生活衛生関係営業の振興のための事業を行う。その他公益目的を達成するために必要な事業を行う。
中期経営計画の基本方針	
	<ol style="list-style-type: none">生活衛生指導事業 県補助金交付要綱に基づき、各事業を適正かつ確実に実施する。調査・研修事業 (公財)全国生活衛生営業指導センター受託事業を適正かつ確実に実施する。標準営業約款登録事業 生衛法の規定に基づき、(公財)全国生活衛生営業指導センターと連携し、登録事務を適正かつ確実に実施する。生活衛生関係営業振興事業 県補助金交付要綱に基づき、事業を適正かつ確実に実施する。
中期経営計画における具体的目標	
	<ol style="list-style-type: none">生活衛生指導事業／相談指導等事業:県補助金交付要綱に基づき、相談指導の実施体制の充実を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫による貸付体制の効果的な活用を促進し、また、生衛業が社会的要請に応じる対策として、地域福祉の増進を推進することにより公衆衛生の維持向上と業界の振興、経営の安定化を図る。生活衛生指導事業／情報化整備事業:県補助金交付要綱に基づき、生衛業に関する情報収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進する。調査・研修事業:(公財)全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、生活衛生関係営業に係る景気動向等調査及び法令に基づくクリーニング師研修等を継続実施する。標準営業約款登録事業:(公財)全国生活衛生営業指導センターが厚生労働大臣の認可を受けて定めた標準営業約款に係る登録事務を継続実施するとともに、同制度の普及・啓発活動を行う。生活衛生関係営業振興事業:県補助金交付要綱に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上、消費者サービスの向上及び需要の開拓等を推進することにより、地域における生活衛生営業の活力ある発展と振興を図る。

目標に係る具体的取組及び目標値

前記目標1に係る具体的取組

- ・事務所及び地区相談室(臨時設置)における融資、衛生等の相談指導の実施
- ・衛生講習会等の開催

指標(目標値)

- ・相談指導件数:年850件以上
- ・講習会:年10回、500名

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談850、講習10回500名	相談850、講習10回500名	相談850、講習10回500名	相談850、講習10回500名	相談850、講習10回500名
実績 相談1,403、講習12回568名	実績 相談1,657、講習14回695名	実績 相談1,512、講習16回644名	実績 相談1,687、講習16回697名	実績 相談1,579、講習23回994名

前記目標2に係る具体的取組

- ・生衛業情報ネットワークシステム及びホームページの維持管理

指標(目標値)

- ・ホームページアクセス件数:年8,000件
- ・ホームページの周知:年350件

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アクセス8,000、周知350	アクセス8,000、周知350	アクセス8,000、周知350	アクセス8,000、周知350	アクセス8,000、周知350
実績 アクセス9,861、周知568	実績 アクセス11,213、周知610	実績 アクセス9,880、周知611	実績 アクセス9,784、周知628	実績 アクセス8,430、周知666

前記目標3に係る具体的取組

- ・景気動向等調査の実施
- ・クリーニング師研修等の実施

指標(目標値)

- ・調査回数:年4回
- ・クリーニング師等研修:年1回以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
調査4回、研修1回以上	調査4回、研修1回以上	調査4回、研修1回以上	調査4回、研修1回以上	調査4回、研修1回以上
実績 調査4回、研修3回	実績 調査4回、研修4回	実績 調査4回、研修1回	実績 調査4回、研修4回	実績 調査4回、研修5回

前記目標4に係る具体的取組

- ・登録事務の実施
- ・制度の普及・啓発

指標(目標値)

- ・再登録者への案内:該当者全員
- ・制度の広報:年1回

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
案内全員、広報1回	案内全員、広報1回	案内全員、広報1回	案内全員、広報1回	案内全員、広報1回
実績 案内全員16、広報1回	実績 案内全員57、広報1回	実績 案内全員65、広報1回	実績 案内全員20、広報1回	実績 案内全員5、広報1回

前記目標5に係る具体的取組

- ・3事業(振興・活性化促進事業、後継者育成事業及び地域福祉増進事業)の実施

指標(目標値)

- ・3事業:年各1回以上

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3事業各1回以上	3事業各1回以上	3事業各1回以上	3事業各1回以上	3事業各1回以上
実績 3事業5、3、4回	実績 3事業6、3、3回	実績 3事業6、3、3回	実績 3事業7、3、2回	実績 3事業6、3、4回

定数管理(役・職員数)		(単位:人/上段:計画、下段:実績)					
項目		25年度(実績)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
常勤役員	県派遣職員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	県職員OB	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	民間からの役員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	プロパー職員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小計①	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
常勤職員	県派遣職員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	県職員OB	— 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	民間からの役員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	プロパー職員	— 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
	小計②	— 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
非常勤役員	県・市町村関係	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	民間からの役員	— 12	12 12	12 12	12 12	12 12	12 12
	小計③	— 12	12 12	12 12	12 12	12 12	12 12
非常勤職員	県職員OB	— 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	その他の職員	— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小計④	— 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
臨時職員⑤		— 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合計(①~⑤)		— 16	16 16	16 16	16 16	16 16	16 16

中期経営計画書

法人名:公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

収支計画 ※一社、公益社団・財団法人用 (単位:千円/上段:計画、下段:実績)

項目		平成25年度(実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
一般正味財産増減の部	経常増減の部	経常収益	基本財産運用益	3	3	3	3	3	
			受取会費	2	2	1	2	0	1
			受取補助金	250	250	250	250	250	250
			事業収益	19,888	20,014	19,881	19,881	19,881	19,881
			雑収益	2,349	2,417	2,417	2,417	2,417	2,417
			(うち県からの補助金)	1,409	2,079	2,265	1,942	2,207	2,425
			計	21,680	22,677	22,552	22,552	22,552	22,552
			経常費用	21,790	22,488	22,145	22,602	22,611	22,811
			事業費	20,550	19,421	19,421	19,421	19,421	19,421
			一般管理費	18,623	18,984	19,329	18,988	19,475	19,468
	その他(〇〇)	2,838	2,979	3,131	3,131	3,131	3,131		
	その他(〇〇)		2,972	3,034	3,098	3,101	3,129		
	(うち人件費)	15,451	15,595	15,431	15,431	15,431	15,431		
	(うち減価償却費)	0	0	0	0	0	0		
	計	21,461	23,529	22,552	22,552	22,552	22,552		
	21,956	22,363	22,086	22,576	22,597	22,597			
	219	▲ 852	0	0	0	0			
	▲ 167	▲ 166	125	59	26	14			
経常外増減の部	経常外費用	固定資産除去損	0	0	0	0	0		
		167	0	59	0	0	0		
		▲ 167	0	▲ 59	0	0	0		
		▲ 167	0	▲ 59	0	0	0		
	52	▲ 852	0	0	0	0			
	▲ 166	▲ 166	66	59	26	14			
一般正味財産期首残高	5,375	5,370	4,518	4,518	4,518	4,518			
5,427	5,427	5,261	5,327	5,386	5,412				
一般正味財産期末残高	5,427	4,518	4,518	4,518	4,518	4,518			
5,427	5,261	5,327	5,386	5,412	5,426				
指定正味財産増減の部	受取寄付金	0	0	0	0	0			
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0			
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0			
指定正味財産期首残高	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160			
指定正味財産期末残高	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160			
5,160	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160				
正味財産期末残高	10,587	9,678	9,678	9,678	9,678	9,678			
10,587	10,421	10,487	10,546	10,572	10,586				

(注)人件費は、報酬(役員、嘱託員の人件費)、給料、各種手当、賃金、法定福利費(社会保険料の事業者負担額)、退職給与引当預金支出等の合計額

<注記>

○経常収益等の推計の考え方: 事業に係る主な財源は、賛助会費、県からの受取補助金及び(公財)全国生活衛生営業指導センター受託金であり、基本的に大きな変動はないことを踏まえ、平成27年度以降については、収益と費用のバランスを図ることを考慮し計画した。

○年度毎の付記すべき特記事項:なし

○経常費用等の推計の考え方: 経常収益等の推計の考え方と同じ

○年度毎の付記すべき特記事項:なし

長期借入金償還計画

(単位:千円/上段:計画、下段:実績)

項目	平成25年度(実績)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
前年度借入残高	0	0	0	0	0	0
当該年度借入額(新規)	0	0	0	0	0	0
当該年度元金償還額	0	0	0	0	0	0
当該年度末借入残高	0	0	0	0	0	0

中期経営計画に対する所管課の意見	
基本方針について	公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター(以下「センター」という。)は、生衛法に基づき設立された法人であり、当該基本方針は法の目的に即しており適当であると考えられる。
具体的取組・指標の設定について	センターが行う事業は生衛法に定められており、また事業費の大部分は国及び県からの補助金で賄われている。 当該具体的取組・指標に係る計画については、生衛法の規定及び補助金の目的に即しており適当であると考えられる。
定数管理について	人件費を含めセンターの事業の大部分は国及び県からの補助金で賄われており、当該定数管理計画については、センターが行う事業の内容及び規模に照らし合わせ、適当であると考えられる。
収支計画について	人件費を含めセンターの事業の大部分は国及び県からの補助金で賄われており、当該収支計画については、センターが行う事業の内容及び規模に照らし合わせ、適当であると考えられる。

所管課の方針	
今後の県としての関与について	生衛法に基づき、今後もこれまでと同様に、必要な助成をしていく予定である。